環境委員会資料

- 1 令和4年第3回定例会提出予定議案の説明
- (1) 議案第67号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

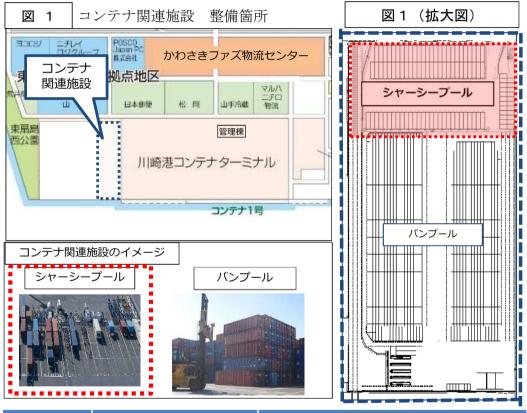
港 湾 局(令和4年6月2日)

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について



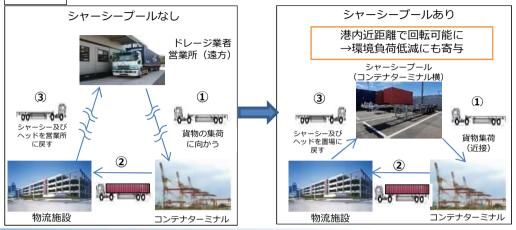
1 条例改正の概要

コンテナ関連施設として整備しているシャーシープール(トラクターヘッド及びシャーシーに係る駐車施設)の新設に伴い、条例に料金の定めがない当該施設の使用料の額及び利用料金の上限額を設定します。また、同等の機能を有する事務所附帯施設であるシャーシー置場の利用料金の上限額を改定します。



名称	概要	効果
シャーシー プール	駐車施設 ・トラクターヘッド(23台) ・シャーシー(81台)	コンテナターミナル・物流施設間の輸送効 率が向上し、港内物流の円滑化、荷主 サービスの向上に寄与(図2)
バンプール	荷さばき地 (空コンテナ置場: 蔵置能力 約3,300TEU)	隣接するコンテナターミナルと併せて機能する ことにより、コンテナ蔵置能力の向上に寄与

図 2 コンテナターミナルに近接するシャーシープールの効果



2 料金の設定及び改定

現在の条例に料金の定めがないトラクターヘッド及びシャーシーに係る駐車施設について、使用料の額及び利用料金の上限額を設定します。また、同等の機能を有する事務所附帯施設であるシャーシー置場の利用料金の上限額を改定します。

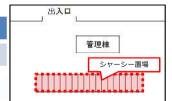
【駐車施設】

種別	料 金
トラクターヘッド	13,000円/月•台
シャーシー	15,000円/月•台

【事務所附帯施設】

種別	現行料金	改定後料金
シャーシー置場	10,000円/月·区画	15,000円/月•区画

事務所附帯施設 (シャーシー置場)位置図



3 条例の施行期日

令和5年4月1日。ただし、トラクターヘッドに係る改正は、規則で定める日から施行します。

(参考)

コンテナ関連施設については、令和5年4月1日からコンテナターミナルと ともに指定管理者に管理運営させることを想定しています。

また、今回料金の上昇となりますが、利用が停滞しないよう緩和措置などの対応について指定管理者に提案を求めてまいります。

改正後	改正前
○川崎市港湾施設条例	○川崎市港湾施設条例
昭和22年11月26日条例第33号	昭和22年11月26日条例第33号
(使用料)	(使用料)
第13条 特定港湾施設等(指定管理者が管理を行う港湾施設を除く。)の利	第13条 特定港湾施設等(指定管理者が管理を行う港湾施設を除く。)の利
用については、利用者から次により算出して得た額(第6号及び第15号に	用については、利用者から次により算出して得た額(第6号及び第15号に
ついては、当該各号により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額)	ついては、当該各号により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額)
の使用料を徴収する。	の使用料を徴収する。
(1) 係船岸壁、桟橋及び物揚場使用料	(1) 係船岸壁、桟橋及び物揚場使用料
ア 船舶(はしけを除く。)	ア 船舶(はしけを除く。)
(ア) 係留12時間まで 総トン数1トンまでごとに 10円5銭	(ア) 係留12時間まで 総トン数1トンまでごとに 10円5銭
(イ) (ア)を超える係留時間 総トン数1トンまでごとに、係留12時	(イ) (ア)を超える係留時間 総トン数1トンまでごとに、係留12時
間までごとに 6円70銭	間までごとに 6円70銭
イー貨物	イー貨物
はしけへ船積みする場合又ははしけから陸揚げする場合 貨物1ト	はしけへ船積みする場合又ははしけから陸揚げする場合 貨物1ト
ンまでごとに 13円40銭	ンまでごとに 13円40銭
(2) 削除	(2) 削除
(3) 削除	(3) 削除
(4) 小型油槽船係留施設使用料	(4) 小型油槽船係留施設使用料
1月総トン数1トンまでごとに 84円	1月総トン数1トンまでごとに 84円
ただし、1日を単位として利用する場合は、総トン数1トンまでごと	ただし、1日を単位として利用する場合は、総トン数1トンまでごと
に 3円	に 3円
(5) 削除	(5) 削除
(6) 上屋使用料	(6) 上屋使用料
ア 初日から15日まで	ア 初日から15日まで
1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 17円	1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 17円

2級上屋 16円

2級上屋 16円

改正後	改正前
イ 16日から30日まで	イ 16日から30日まで
1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 34円	1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 34円
2 級上屋 32円	2 級上屋 32円
ウ 31日以後	ウ 31日以後
1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 68円	1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 68円
2 級上屋 64円	2 級上屋 64円
(7) 倉庫用地使用料	(7) 倉庫用地使用料
1月1平方メートルまでごとに 170円	1月1平方メートルまでごとに 170円
(8) 削除	(8) 削除
(9) 荷さばき地使用料	(9) 荷さばき地使用料
アー般利用	アー般利用
(ア) 初日から15日まで	(ア) 初日から15日まで
1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 9円	1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 9円
2級荷さばき地 6円	2級荷さばき地 6円
(イ) 16日以後	(イ) 16日以後
1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 18円	1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 18円
2級荷さばき地 12円	2級荷さばき地 12円
イの専用利用	イ 専用利用
1月1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 270円	1月1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 270円
2級荷さばき地 180円	2級荷さばき地 180円
(10) ふ頭用地使用料	(10) ふ頭用地使用料
別表第1ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。	別表第1ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。
(11) 削除	(11) 削除
(12) 削除	(12) 削除
(13) 船舶給水設備使用料	(13) 船舶給水設備使用料
ア 直接給水(自動給水器によるものを除く。)	ア 直接給水(自動給水器によるものを除く。)
(ア) 30立方メートルまで 25,560円	(ア) 30立方メートルまで 25,560円
(イ) (ア)を超える給水量 1立方メートルまでごとに 852円	(イ) (ア)を超える給水量 1立方メートルまでごとに 852円

改正後

- イ 直接給水(自動給水器によるものに限る。) 1 立方メートルにつ き 400円
- (14) 削除
- (15) 事務所附帯施設使用料

荷役機械置場 1月1平方メートルまでごとに 350円

- (16) 削除
- (17) 削除
- (18) 船客待合所使用料
 - 1月1平方メートルまでごとに 500円
- (19) 港湾環境整備施設等使用料 別表第2港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料に よる。
- (20) 駐車施設使用料

別表第3駐車施設使用料又は駐車施設利用料による。

- その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 前項の計算により1件の総額が10円未満のときは、10円とする。
- 4 第1項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。 (利用料金)
- 第13条の2 第3条各項の許可(指定管理者が管理を行う港湾施設に係るも第13条の2 第3条各項の許可(指定管理者が管理を行う港湾施設に係るも 金」という。)を支払わなければならない。
- 2 前項の利用料金の支払方法については、規則の定めるところによる。
- |3 利用料金の額は、次により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額3 利用料金の額は、次により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額 (第2号(1月以上の利用に係る利用料金に限る。)及び第5号について (第2号(1月以上の利用に係る利用料金に限る。)及び第5号について は、当該各号により算出して得た額)の範囲内において、あらかじめ市長は、当該各号により算出して得た額)の範囲内において、あらかじめ市長 の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

改正前

- イ 直接給水(自動給水器によるものに限る。) 1 立方メートルにつ き 400円
- (14) 削除
- (15) 事務所附帯施設使用料
- ア 荷役機械置場 1月1平方メートルまでごとに 350円
- イ シャーシー置場 1月1区画 10,000円
- (16) 削除
- (17) 削除
- (18) 船客待合所使用料 1月1平方メートルまでごとに 500円
- (19) 港湾環境整備施設等使用料 別表第2 港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料に よる。
- (20) 駐車施設使用料 別表第3駐車施設使用料又は駐車施設利用料による。
- |2 使用料の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、|2 使用料の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、 その端数金額を切り捨てるものとする。
 - |3 前項の計算により1件の総額が10円未満のときは、10円とする。
 - 4 第1項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。 (利用料金)
 - のに限る。)を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料」のに限る。)を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料 金」という。)を支払わなければならない。
 - 2 前項の利用料金の支払方法については、規則の定めるところによる。
 - の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

改正後

(1) 荷さばき地利用料

ア 一般利用

(ア) 初日から15日まで

1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 9円

2級荷さばき地 6円

(イ) 16日以後

1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 18円 2級荷さばき地 12円

イ 専用利用

1月1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 270円 2級荷さばき地 180円

(2) ふ頭用地利用料 別表第1ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。

(3) 事務所利用料

1月1平方メートルまでごとに 3,000円

(4) 事務所附帯施設利用料

ア 荷役機械置場 1月1平方メートルまでごとに 350円

イ ゲート関連施設 1月1平方メートルまでごとに 1,700円

ウ メンテナンスショップ 1月1平方メートルまでごとに 1,400円

エ シャーシー置場 1月1区画 15,000円

オ 洗浄場 1月1平方メートルまでごとに 180円

カ 給油施設 1リットルまでごとに 10円

(5) 港湾環境整備施設等利用料

別表第2港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料による。

(6) 駐車施設利用料

別表第3駐車施設使用料又は駐車施設利用料による。

(7) 軌道走行式荷役機械利用料

改正前

(1) 荷さばき地利用料

アー般利用

(ア) 初日から15日まで

1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 9円

2級荷さばき地 6円

(イ) 16日以後

1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 18円 2級荷さばき地 12円

イ 専用利用

1月1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 270円 2級荷さばき地 180円

(2) ふ頭用地利用料 別表第1ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。

(3) 事務所利用料

1月1平方メートルまでごとに 3,000円

(4) 事務所附帯施設利用料

ア 荷役機械置場 1月1平方メートルまでごとに 350円

イ ゲート関連施設 1月1平方メートルまでごとに 1,700円

ウ メンテナンスショップ 1月1平方メートルまでごとに 1,400円

エ シャーシー置場 1月1区画 10,000円

オ 洗浄場 1月1平方メートルまでごとに 180円

カ 給油施設 1リットルまでごとに 10円

(5) 港湾環境整備施設等利用料

別表第2港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料による。

(6) 駐車施設利用料

別表第3駐車施設使用料又は駐車施設利用料による。

(7) 軌道走行式荷役機械利用料

改正後

- ア ガントリークレーン 1台30分までごとに 43.500円
- イ トランスファークレーン 1台30分までごとに 2,800円
- (8) 電気施設利用料
 - ア 冷凍用コンセント 1個1時間までごとに 70円
 - イ 動力用コンセント 1個1時間までごとに 223円
- その端数金額を切り捨てるものとする。
- 5 前項の計算により1件の総額が10円未満のときは、10円とする。
- |6 利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、市長は、必要があると|6 利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、市長は、必要があると| とができる。

別表第3 (第13条、第13条の2関係)

駐車施設使用料又は駐車施設利用料

	種別			金額
一般利用	普通自動車		1月1台1回	600円
	大型自動車		1日1台1回	1,200円
定期利用	普通自動車		1月1台	5,000円
	大型自動車	トラクター ヘッド	1月1台	13,000円
		シャーシー	1月1台	15,000円

備考 普通自動車及び大型自動車とは、前表備考第1項に規定する普通自 動車及び大型自動車をいう。

改正前

- ア ガントリークレーン 1台30分までごとに 43.500円
- イ トランスファークレーン 1台30分までごとに 2,800円
- (8) 電気施設利用料
- ア 冷凍用コンセント 1個1時間までごとに 70円
- イ 動力用コンセント 1個1時間までごとに 223円
- 4 利用料金の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、4 利用料金の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、 その端数金額を切り捨てるものとする。
 - | 5 前項の計算により1件の総額が10円未満のときは、10円とする。
- | 認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収するこ | 認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収するこ とができる。

別表第3 (第13条、第13条の2関係)

駐車施設使用料又は駐車施設利用料

種別		単位	金額
一般利用	普通自動車	1日1台1回	600円
	大型自動車	1日1台1回	1,200円
定期利用(普通自動車に限		1月1台	5,000円
<u>る。)</u>			

備考 普通自動車及び大型自動車とは、前表備考第1項に規定する普通自 動車及び大型自動車をいう。